

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設における定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和2年6月10日 13時30分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、清水検査技術専門職

日本原燃(株) 再処理事業部 事業者検査課長 他3名

5. 要旨

○日本原燃(株)再処理事業所（以下「事業者」という。）から、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の第1回定期事業者検査の開始に当たり、定期事業者検査報告書（以下「開始前報告書」という。）の作成、提出に関する確認について、資料に基づき説明があった。

- ・ 第1回定期事業者検査の報告（定期事業者検査を開始しようとするとき）の対応について
- ・ 第1回定期事業者検査の期日（開始時期等）について
- ・ 第1回定期事業者検査計画の策定に当たっての考え方

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ 第1回定期事業者検査に係る開始前報告書は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号の附則第4条及び第6条第2項（経過措置）の規定のとおり、法的な要求ではなく、運用上提出いただくものである。
- ・ 報告可否、報告内容又は報告不可理由についての整理は、添付1のとおり、また、検査の期日については、添付2のとおり実際の実施時期を記載することによい。

○事業者から、他の施設についても同じ考え方で開始前報告書を作成する旨回答があった。

6. その他

資料：第1回定期事業者検査に関する確認事項について